

## 強化スタッフ規程

### (目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本デフバドミントン協会が定める「強化委員会規程」に基づき、強化スタッフの運営に関する基本事項を定めるものである。

### (活動)

第2条 強化スタッフは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) トレーニング方法や栄養摂取等、選手強化の方法を検討する。
- (2) 選手強化事業に係わる情報収集に関すること。
- (3) 選手強化のためのトレーニングにおけるコーチング。
- (4) 試合に向けた調整に関すること。
- (5) 年間のトレーニング計画の作成。
- (6) トレーニング環境の整備に関すること。
- (7) その他選手強化に関する事項。

### (強化スタッフの委嘱)

第3条 強化スタッフは、強化委員会から任命され、理事会に諮られた後に委嘱される。

2. 強化スタッフとして適切ではない行動を行った場合は、強化委員会は理事会に諮りその委嘱を停止する事が出来る。
3. 強化スタッフを追加する場合、強化委員会は理事会に諮り追加することができる。

### (強化スタッフの資格)

第4条 強化スタッフは次に示した条件・資格のいずれかを有する者であること。

- (1) デフリンピック競技経験者。(ベスト4以上)
- (2) 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ、同障がい者スポーツ指導員初級・中級・上級資格を有する者。
- (3) 当協会から推薦された者。

### (強化スタッフの義務)

第5条 強化スタッフは、本協会が設置する強化委員会に優先的に出席しなければならない。

2. 強化スタッフは、競技力向上事業の企画や国際競技会の派遣等の強化活動計画を立案、選手の評価を行うためにこれらの事業に優先的に参加しなければならない。また、事業終了後1ヶ月以内に報告書を作成して日本パラリンピック委員会(以下、JPCという)に提出しなければならない。
3. 強化スタッフは、技術面、体力面そしてメンタル面から選手を支えとともに、夏季デフリンピックで入賞できるチーム作りに務めなければいけない。

(強化スタッフの役職)

第7条 強化スタッフの役職は次の通りとする。各役職については兼任も可とする。

- (1) ゼネラルマネージャー (JPC強化責任者) 1名
- (2) アシスタントゼネラルマネージャー (JPC強化担当者) 1名
- (3) チーフスタッフ (JPC強化事務担当者) 1名
- (4) クラス分け情報連絡担当者 1名
- (5) アンチ・ドーピング情報連絡担当者 1名
- (6) トレーナー活動情報連絡担当者 1名
- (7) 国際情報連絡担当者 1名
- (8) メディア対応担当者 1名
- (9) 次世代アスリート育成担当者 2名
- (10) メディカル担当者 1名
- (11) 医科学情報サポート担当者 1名

(強化スタッフの任期)

第8条 強化スタッフの任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(強化スタッフの取消)

第9条 強化スタッフは、次の各号に掲げる一つに該当した場合は、委嘱期間中であつても、理事会を経て指定を取り消すものとする。

- (1) 本協会の規程に違反した場合
- (2) 本協会の名誉を汚し、損害を与えた場合
- (3) その他、強化スタッフとして相応しくない言動、行動を行うことで他の強化スタッフ、選手に迷惑を与えた、もしくは苦情が寄せられた場合
- (4) その他、本協会倫理規程で定める各違反事項に違反した場合
- (5) 怪我や病気等で強化スタッフとして活動ができなくなった場合

(規格外事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、代表理事で決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(規程の変更)

第12条 この規程は強化委員会の議決によって変更する事が出来る。ただし、変更した場合は理事会で報告しなければならない。

付則

この規程は2018年4月28日から施行する。